桑名市五反田事案効果検証委員会運営要領(案)

(目的)

第1条 この要領は、産業廃棄物不適正処理事案等技術検討専門委員会設置要綱第7条の規定に基づき、三重県桑名市大字五反田字多々星1701番地における産業廃棄物不法投棄事案(以下「桑名市五反田事案」という。)の支障除去対策の効果を、技術的見地から検証するために設置する「桑名市五反田事案効果検証委員会(以下「委員会」という。)」の組織及び運営等について定めるものである。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、桑名市五反田事案の支障除去対策として、次の事項を所掌 するものとする。
 - (1) 支障除去対策の実施における技術的事項
 - (2) 支障除去対策の実施による効果検証に関する事項
 - (3) 支障除去対策の終了時における技術的評価に関する事項
 - (4) その他、効果検証委員会が所掌すべき必要な事項

(委員会の構成)

第3条 委員会は別表に掲げる者をもって構成する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員の半数以上の出席をもって開催するものとする。

(審議事項の公表)

第5条 委員会において審議のうえ了承された事項については、公表するもの とする。

(解散)

- 第6条 委員会は、第2条に規定する効果の検証が終了したときは、解散する ものとする。
- 第6条の2 委員会が解散したときは、この要領を廃止するものとする。

(その他)

第7条 この要領で定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、座 長が委員会に諮って定める。 付 則

この要領は、平成29年1月31日から施行する。

別 表

効果検証委員会 委員名簿

		氏 名		所 属
委	員	石井	一英	北海道大学大学院工学研究院
委	員	勝見	武	京都大学大学院地球環境学堂
委	員	酒井	俊典	三重大学大学院生物資源学研究科
委	員	谷川	昇	公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
委	員	藤倉	まなみ	桜美林大学リベラルアーツ学群
委	員	古市	徹	北海道大学大学院工学研究院

(五十音順、平成29年1月31日現在)

(参考資料) これまでの技術検討専門委員会による検討経過

	開催日	主な議事内容
第1回	平成23年8月25日	① 事案概要
		② 汚染状況
		③ 環境修復の基本方針
第2回	平成23年11月15日	① 遮水壁の効果
		② 環境修復のシナリオ
第3回	平成24年1月18日	① 環境修復のシナリオの評価
		② フォローアップの考え方の導入